

「2017年全国工商・市場監督管理部門の  
知的財産権侵害と模倣粗悪品製販摘発活動要点」

の印刷・配布に関する工商総局弁公庁の通知

弁字〔2017〕100号

各省、自治区、直轄市工商行政管理局、市場監督管理部門、総局機関の各司局、直属機関へ

「2017年全国工商・市場監督管理部門の知的財産権侵害と模倣粗悪品製販摘発活動要点」は総局に承認されたため、これを印刷・配布する。真剣に貫徹実行されたい。

工商総局弁公庁

2017年6月7日

2017年全国工商・市場監督管理部門の  
知的財産権侵害と模倣粗悪品製販摘発活動要点

2017年全国侵害・模倣活動摘発テレビ会議、全国工商・市場監督管理活動会議の趣旨を貫徹して実施し、2017年全国工商・市場監督管理部門の侵害・模倣行為摘発を着実に実施するため、総局の侵害・模倣活動摘発指導グループは「2017年全国知的財産権侵害と模倣粗悪品製販摘発活動要点」に基づき、「『第13次5か年計画』市場監督管理計画」の実施を踏まえ、2017年全国工商・市場監督管理部門の侵害・模倣摘発活動の要点を以下のとおり確定する。

一．重点分野の取締強化の継続的推進

(1) インターネット分野の侵害・模倣の取締強化。2017年のインターネット市場監督管理特別活動を手配・展開し、合同検査を推進し、侵害・模倣、不正手段による信用向上、虚偽宣伝等の違法行為の取締に重点を置く。インターネット取引プラットフォームの主体责任を強化し、インターネット商品及びサービス取扱者の行動を規範化する。インターネット市場監督管理の部局間合同会議制度の役割を發揮させ、監督管理・法執行の連携と信用制約の協同を強化する。（インターネット商品取引監督管理司と総局インターネット商品取引監督管理指導グループのメンバー機関）

(2) 農村と城郷結合部(都市と農村が交錯する地域)市場に対する取締の持続的な実施。農村市場において侵害・模倣が容易に発生し、多発している商品について、生産源、流通ルート、末端消費から多角的に取り組み、特に祝祭日期间、重要な農作業時期において、市場監督管理・法執行を強化し、農村市場における侵害・模倣による違法行為を厳しく摘発し、農村の市場環境を浄化する。農村・農民・農業の適正な発展を目的とする「紅盾護農」活動の展開に力を入れ、農業資本市場の日常監督管理体系と経営者の自主規制体系の構築をよりいっそう強化し、法により農業資本市場の監督管理を強化し、農業資本市場の秩序の持続的な好転を推進する。(市場司、商標局、競争執法局、消費者権益保護局が各自の職責によりそれぞれ担当する)

(3) 中国製造の海外でのイメージを守るための「清風」活動の継続的展開。「一带一路」(一帶=陸路:シルクロード経済帯、一路=海路:21世紀海上シルクロード)沿線国・地域に重点を置き、特に輸出入、重点専門市場、国境を跨ぐEコマース等の重点的段階について、重点商品をめぐり、部門間の法執行連携を強化し、侵害・模倣品の製販等の国境横断的な違法行為を厳しく取り締まる。重点製品の生産企業、重要な商品の集散地、大型専門市場に対する監督管理を強化し、国際的な展示会、交易会における商標・知的財産権保護を強化する。(商標局、国際合作司、競争執法局、市場司が各自の職責によりそれぞれ担当する)

## 二. 侵害・模倣摘発に向けた重点活動の着実な実施

(4) 商標専用権保護の強化。馳名商標(日本の著名商標に相当——訳注)、地理的表示、渉外商標専用権に対する保護を強化し、老舗商標に対する登録保護を強化する。インターネット上の商標権侵害・模倣による違法行為を厳しく取り締まり、オンライン・オフラインを統合した監督管理を推進する。地方の商標監督管理・法執行活動に対する指導と協調を強化し、商標の行政法執行に関する情報の共有プラットフォームの有効的な活用を積極的に推進する。商標の監督管理方式を革新し、商標権侵害・模倣行為の調査・処理に対する監督・検査の結果、行政処罰情報を企業名の下に記すとともに、国家企業信用情報公示システムを通じて、法により社会に公示し、信用失墜行為に対する懲戒処分を強化する。商標代理の信用に対する監督管理を研究、推進し、商標代理業のサービス水準を向上させる。(商標局、商標評審委員会、企業監督管理局、情報センターが各自の職責によりそれぞれ担当する)

(5) 悪意の商標冒認出願行為の断固とした抑止。「商標審査及び審理標準」を改正、実施し、悪意の冒認出願行為に対する審理基準を明確にし、商標審査・審理をよりいっそう規範化し、着実に実施する。併合・集中審査、法律の厳格な適用等により、大規模な商標

冒認出願案件を厳格かつ迅速に審理し、信義誠実の原則への違反、他人の商標の業務上の信用に対する悪意ある「ただ乗り」又は公共資源の占有等の商標冒認出願を断固として抑止する。（商標局、商標評審委員会）

**(6) 知的財産権を侵害する不正競争行為の厳格な取締。** インターネット分野の不正競争行為等に重点を置き、実店舗経営者によるオンライン経営・宣伝に対する監督・検査を強化し、オンライン・オフラインを組み合わせた形で、インターネット上での模倣品販売、周知商品特有の名称・包装・装飾の侵害、虚偽宣伝等の行為を調査・処理し、インターネット関連の不正競争行為を断固として取り締まる。重大な模倣・権利侵害による不正競争行為の調査・処理に協調する。営業秘密侵害行為に対する調査・処理をよりいっそう強化する。（競争執法局）

**(7) 流通分野の商品品質監督管理活動のさらなる規範化。** 流通分野の商品品質に関する法執行を強化し、オンライン・オフラインを統合した抽出検査を推進し、オンライン商品の抽出検査の比率を高める。「2017年紅盾品質権利保護活動」を実施し、権利侵害案件の調査・処分を強化し、抽出検査の結果を速やかに公布し、法、規則により行政処罰情報を公示する。（消費者權益保護局）

**(8) 石油精製品市場に対する監督管理を強化する。** 石油精製品品質のレベルアップに関する国の特別活動の要件を掘り下げて実施し、各地が「国5基準」（第5段階自動車汚染物質排出基準）に従って石油精製品品質の抽出検査を全面的に展開するよう指導し、中・西部地域の省級局を組織し、石油精製品の品質に関する抽出検査を展開する。主要な石油製品サプライヤーに対する行政指導を積極的に展開し、品質が不合格な石油製品に関する違法案件の調査・処理を強化し、石油精製品の市場秩序を保護する。（市場司）

**(9) 虚偽・違法広告取締における高圧的姿勢の維持。** 広告に対する監督管理・法執行を強化し、重大な違法案件に対する調査・処分に重点を置く。インターネット広告に対する監督管理を強化し、医薬品、健康食品等の重点分野の広告に対する法執行を強化し、虚偽・違法広告が再び増加することを抑止する。（広告司）

### 三. 侵害・模倣行為摘発をめぐる地域間・部門間連携の全面的な推進

**(10) 3大地域の法執行連携の経験の普及促進。** 北京・天津・河北、長江デルタ、汎珠江デルタ地域における侵害・模倣行為摘発をめぐる地域間連携の推進に力を入れ、経験を蓄積・総括し、全国に速やかに普及させる。工商関連部門内部の各業務の協働・協力を強化し、税関、品質検査等の部門との法執行連携を強化する。部門間、地域間の法執行情報共

有を促進し、合同会議、手がかり通報、証拠移転、案件調査協力等の制度を構築、整備する。（商標局）

**(11) 行政法執行と刑事司法の連携の全面的実施。**各地の工商・市場監督管理部門による侵害・模倣行為摘発に関する行政法執行と刑事司法の連携における情報共有システムの整備と活用への積極的参加を促し、司法機関との連携・協力に力を入れ、情報共有、案件通報を強化し、犯罪嫌疑案件を速やかに移送する。（商標局、競争執法局、法規司、情報センター）

**(12) 監督管理の情報化の強化。**ビッグデータ、クラウドコンピューティング等の高度な情報化手段を十分に利用し、監督管理方式を革新し、「インターネット+監督管理」モデルの実施を模索し、侵害・模倣による違法行為の手のかりの発見、収集、選別、処理能力を段階的に高める。（関連業務司局が各自の職責によりそれぞれ担当する）

#### 四. 侵害・模倣行為摘発メカニズム整備のさらなる推進

**(13) 侵害・模倣行為摘発に関する法整備の強化。**「反不正競争法」の改正・公布と「消費者権益保護法実施条例」の制定を継続的に推進する。行政法執行の自由裁量基準制度をよりいっそう整備し、行政裁量の基準の細分化、定量化を模索する。（法規司、競争執法局、消費者権益保護局）

**(14) 信用監督管理及び共同懲罰の強化。**国家企業信用情報公示システムの整備を加速し、企業関連情報の収集と共有及び信用失墜行為の共同懲戒を継続的に推進する。（企業監督局、情報センター）

#### 五. 侵害・模倣摘発に向けた社会共治の積極的推進

**(15) 侵害・模倣行為摘発に関する行政処罰情報公開の全面的推進。**行政処罰情報公示制度の制定と活動メカニズムの整備を加速し、情報化手段により行政処罰情報公示活動の手続きと行動を整備、規範化し、工商機関による侵害・模倣行為摘発に関する行政処罰案件の情報公示率 100%を実現し、公開の適時率と正確率を高める。（企業監督局及び関連業務司局が各自の職責によりそれぞれ担当する）

**(16) 社会共創・共治・共有の新モデルを構築する。**業界団体、E コマースプラットフォーム、仲介組織との協力メカニズムを革新し、権利者企業との交流・コミュニケーションを強化し、社会組織・業界の自律的役割を發揮させ、地方政府、企業、仲介組織、社会公

衆の積極性、能動性を引き出すことに力を入れ、侵害・模倣行為摘発に向けた社会共創・共治・共有の枠組みの形成を推進する。（関連業務司局が各自の職責によりそれぞれ担当する）

**(17) 宣伝・教育の強化。**侵害・模倣行為摘発の宣伝・教育を強化し、工商、市場監督管理部門による侵害・模倣行為摘発の政策措置と活動の進展・成果を踏み込んで宣伝し、ニューメディア、新技術の活用を強化し、関連法令を説明し、典型的な事例を速やかに公表し、3月15日の「世界消費者権利の日」、4月26日の「全国知的財産権宣伝ウィーク」等の重要な節目に合わせて集中的な宣伝を着実に行う。世論のモニタリングを強化し、関心事に積極的に応え、侵害・模倣行為摘発のさらなる推進に向けて好ましい社会的ムードを醸成する。（宣伝センター及び関連業務司局）

## 六. 侵害・模倣行為摘発をめぐる国際交流・協力レベルの向上

**(18) 交流・協力の強化。**多国間の枠組みにおける商標、ブランドをめぐる対外協力メカニズムの整備を強化し、世界知的所有権機関（WIPO）との商標・知的財産権、商標・ブランド分野における交流・協力を強化し、2017年「中国商標金賞」の選考・表彰活動、2017年世界地理的表示大会を開催する。主要国・地域との商標分野の二国間協力を継続的に推進し、新興5か国（BRICS）、「一带一路」沿線国・地域との商標分野の協力を積極的に推進する。（国際合作司、商標局）

**(19) 企業の商標の海外権利保護協調メカニズムを整備する。**中国企業の商標の海外権利保護情報収集プラットフォームの構築を模索する。海外商標権利保護に対する援助をよりいっそう強化し、多国間・二国間会合メカニズムを利用し、訴求を適時提起し、企業の海外商標登録・権利保護をめぐる問題の解決に協力する。（商標局、国際合作司）

出所：

2017年6月15日付け中華人民共和国国家工商行政管理総局ウェブサイトを基にJETRO北京事務所日本語仮訳を作成

[http://www.saic.gov.cn/zw/wjfb/zjwj/201706/t20170615\\_266280.html](http://www.saic.gov.cn/zw/wjfb/zjwj/201706/t20170615_266280.html)

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。